

介護予防・日常生活支援総合事業における加算の追加について

厚生労働省の報酬改定により、**平成30年10月1日**から介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防訪問サービス」及び「介護予防通所サービス」に次のとおり加算が追加されます。

1 加算の内容

サービス名	創設される加算
介護予防訪問サービス	生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位/月 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位/月
介護予防通所サービス	生活機能向上連携加算 200 単位/月 栄養スクリーニング加算 5 単位/回

※ 上記加算の内容・算定要件等は、介護給付の「訪問介護」「通所介護」と同じです。

2 加算の届出

「介護予防通所サービス」の生活機能向上連携加算を算定するためには、**事前の届出が必要**です。(介護予防訪問サービスの生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)、介護予防通所サービスの栄養スクリーニング加算については、届出は不要です。)

算定期限は、届出が毎月 15 日以前になされた場合は翌月 1 日から、16 日以降になされた場合は翌々月 1 日からです。

ただし、平成30年10月1日からの算定に限り、平成30年10月12日までに届出があれば、算定できることとします。

届出に際しては、電話で予約の上、持参してください。

様式等詳しくは次のページをご確認ください。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（通所介護・地域密着型通所介護・介護予防通所サービス）

http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/jigyo/jigyosha/jigyokankei/santei_taisei/taisei_todoke04.html

堺市ホームページ > 健康・福祉 > 福祉・介護 > 事業者向け情報 > 介護事業

居宅サービス事業・介護予防サービス事業・居宅介護支援事業関係 >

算定基準・介護給付費算定に係る体制（加算）に関する届出

加算の届出は「介護事業者課 電話：072-228-7348」までお願いします。

堺市健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア推進課

電話：072-228-0375 ファックス：072-228-8918

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館7階